

令和3年分の源泉徴収票 を送付しました

課税対象の
退職・老齢年金を
受給されている
皆さんへ

当共済組合からお支払いした老齢厚生年金や退職(共済)年金などの、老齢または退職を給付事由とする年金は、「雑所得」として所得税が課税されます。このため、本誌と一緒に「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます。)をお送りしています。

※障害や遺族を給付事由とする年金は、非課税となりますので、源泉徴収票をお送りしていません。

「源泉徴収票」の見方 確定申告などに必要な書類です。大切に保管してください。

| 令和3年分 | | | 公的年金等の源泉徴収票 | | |
|--------------------------------------|----------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 支払 又は 受け る者 (フリガナ) 氏名 | 住所 又は 居所 | 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 | 基礎年金番号 | 種別一年金証書番号 | |
| コウリツ タロウ 公立 太郎 | | | 9450 - 654321 | 21 - 12345678 | |
| | | | 生年月日 | 昭和 22年11月8日 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 区分 | | | 支払金額 | 源泉徴収税額 | |
| 法第203条の3第1号・第4号適用分 | | | 1,814,034 | 19,094 | |
| 法第203条の3第2号・第5号適用分 | | | | | |
| 法第203条の3第3号・第6号適用分 | | | | | |
| 法第203条の3第7号適用分 | | | | | |
| 本人 | 障害者の有無等 | 扶養親族の数 | 16歳未満の扶養親族の数 | 障害者の数 | 非居住者である親族の数 |
| 特別 障害者 ひとり親 | 寡婦 | 一般 老人 特定 老人 その他の 扶養親族の数 | 1人 1人 1人 1人 1人 | 1人 1人 1人 1人 1人 | 1人 1人 1人 1人 1人 |
| * | | | | | |
| 社会保険料の額 | | | 給付開始・終了 | | |
| | | | 開始 | 終了 | 年月日 |
| | | | | | |
| 氏名 | | | 氏名(フリガナ) | | |
| 源泉控除対象配偶者 | | | コウリツ ハナコ | | |
| 1 公立 次郎 | | | コウリツ シロウ | | |
| 控除対象扶養親族 | | | | | |
| 16歳未満の扶養親族 | | | | | |
| (摘要) | | | | | |
| 見本 | | | | | |
| 支払者 | 所在地 | 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 | 法人番号 | 8700150003179 | |
| | 名称 | 公立学校共済組合 | 電話番号 | 03-5259-1122 | |

①区分

| | |
|------------------------|--|
| 法第203条の3 第1号・第4号適用分 | 昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金の支給を受けている方 |
| 法第203条の3 第2号・第5号適用分 | 65歳以上で退職共済年金の支給を受けている方 繰上げ支給の退職共済年金の支給を受けている方 |
| 法第203条の3 第3号・第6号適用分 | 当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 ・老齢厚生年金・退職共済年金(経過的職域加算額)・退職年金(年金払い退職給付) |
| 法第203条の3 第7号適用分 | 当共済組合では本欄の記載対象となる年金を支給していません。 |

※「法」とは、所得税法を指します。

②支払金額

令和3年2月定期支給から令和3年12月定期支給までの年金支払通知書に記載された「一期額」の合計金額です。源泉徴収税額および社会保険料の額を控除する前の額であるため、**実際に振り込まれた金額とは一致しません。**

③源泉徴収税額

令和3年2月定期支給から令和3年12月定期支給までに源泉徴収した所得税額の合算額です。
「令和3年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」といいます。)を提出された方は、申告内容に基づいた税額計算を行い、源泉徴収しています。

④ 所得控除の内容

「申告書」で申告いただいた所得控除の内容および人数を表示しています。

申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。

⑤ 社会保険料の額

市（区）町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の合計金額です。内訳は「（摘要）」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細については、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

※個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載されません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

□ 「トップページ」→「年金受給者（待機者）向け手続き」→「年金Q&A」→「源泉徴収票について」をクリック



確定申告のご案内

公的年金は年末調整が行われませんので、年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行うことになります。

右の表は、確定申告により、所得税の還付を受けられる可能性がある代表的な例です。



▶ 年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある方

- 例
- ・社会保険料（介護保険料、国民健康保険料など）を年金からの徴収ではなく、個人で納付された方
- ・一定額以上の医療費を支払った方
- ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った方
- ・扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる方 など

▶ 65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、老齢基礎年金ではなく、障害基礎年金を受給している方

▶ 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

◆ 確定申告を省略できる方 ◆

令和3年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。

上記に当てはまる方であっても、所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。

住民税の申告が必要な場合があります

確定申告を省略した場合であっても、住民税の計算のため、お住まいの市（区）町村に住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳細は、令和4年1月1日時点でお住まいの市（区）町村にお問い合わせください。



● 確定申告情報 ●

時 期 令和4年2月16日（水）から令和4年3月15日（火）まで

- ・還付申告は、令和4年2月15日（火）以前でも行えます。
- ・所得税および確定申告に関する詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。